令和6年4月作成

品川区都市計画図

（用途地域等指定図）

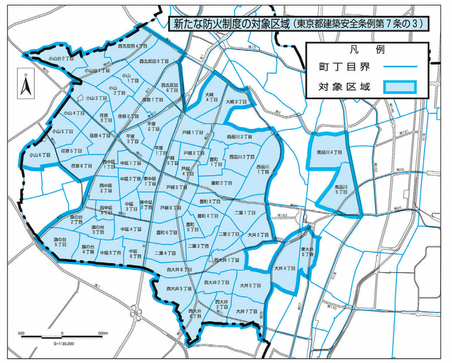

新たな防火制度の対象区域の丁目一覧

新防火地域

町名	備考
小山台	1・2丁目全域
小山	1・2・3・4・5・6丁目全域
荏原	1・2・3・4・5・6丁目全域
旗の台	2・3・4・5丁目全域
平塚	1・2・3丁目全域
西中延	1・2・3丁目全域
中延	1・2・3・4・5・6丁目全域
東中延	1・2丁目全域
西五反田	4・5・6丁目全域
戸越	1・2・3・4・5・6丁目全域
豊町	1・2・3・4・5・6丁目全域
二葉	1・2・3・4丁目全域
大井	2・4・5・7丁目全域
西大井	1・2・3・4・5・6丁目全域
東大井	6丁目全域
西品川	1・2・3丁目全域
南品川	4・5丁目全域
大崎	3・4丁目全域

地域
- 用途地域
  - 第一種低層住居専用地域（高さの制限10m）
  - 第一種中高層住居専用地域
  - 第二種中高層住居専用地域
  - 第一種住居地域
  - 第二種住居地域
  - 近隣商業地域
  - 商業地域
  - 準工業地域
  - 工業地域
- 特別用途地区
  - 特別工業地区
  - 文教地区：第１種文教地区／第２種文教地区
- 高度地区
  - A：高度地区（一は指定なし）
  - 7 最低限度
  - 最高限度（建築物の高さ(m)が各数値以下）
- 防火地域準防火地域
  - 防火地域
  - 準防火地域
- その他の地域・地区
  - 高度利用地区
  - 特定街区
  - 臨港地区
  - 都市再生特別地区
  - 特定防災街区整備地区

都市施設
- 都市計画道路（完了区間）
- 都市計画道路（事業中区間）
- 都市計画道路（未着手区間）
- 都市計画公園

地区計画

日影規制
- 4-2.5 / 3-2 / 4-2.5 / 5-3 / 指定なし / 5-3
- 日影規制時間（測定面の高さ＋4.0m）
- ただし、4-2.5 は測定面の高さ＋1.5m、5-3 は測定面の高さ＋6.5m

区界

容積率界

建ぺい率、容積率、高度地区、防火地域及び準防火地域

A → 高度地区
B → 容積率
C → 建ぺい率
D → 防火指定

例1
2 / 200 / 60
第２種高度地区
容積率：200%
建ぺい率：60%
準防火地域

例2
— / 400 / 80
高度地区指定なし
容積率：400%
建ぺい率：80%
防火地域

容積率
前面道路の幅員が12m未満の場合、前面道路の幅員に一定の係数（住居系用途地域は４／10、その他の用途地域は６／10）を乗じた数値と地域の指定容積率のいずれか低い数値が、利用できる容積率の限度です。

路線式の指定距離
※特記のある場合を除く
(1) 都市計画道路のある場合
計画線 20m 20m
(2) 都市計画道路のない場合
20m 20m

指定のない用途地域
品川区の区域には第二種低層住居専用地域と準住居地域および工業専用地域は指定されていません。

注
1 本図は、すべての都市計画を記載したものではありません。
2 本図は「東京都都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課」の指定図に基づいて作成したものです。詳細については、「東京都都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課」または「品川区都市環境部都市計画課」「品川区都市環境部建築課」で指定図を参照してください。
3 公園名は都市計画公園名を表示しています。

※都市計画道路の状況（未着手、事業中、完了）は参考に記載したものですので、詳細等につきましては、別途ご確認ください。
※この情報は令和６年４月１日のものです。その後変更されることがありますのでご注意ください。

【問合わせ】品川区都市環境部都市計画課☎03(5742)6760

高度地区

○第一種高度地区
※品川区では第一種低層住居専用地域の最高高さ限度は10mです

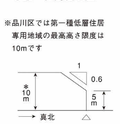

○第二種高度地区

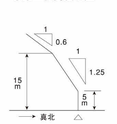

○第三種高度地区

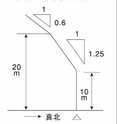

〔カット図〕

〔注〕多色刷のため細部のずれはご容赦ください。

カット図に続く

1:8,000
0 100 200 300 400 500 1000m

地図調製・（株）中央ジオマチックス　☎3967−1781
〔監　修〕　品川区都市環境部　☎5742−6760
￥800

〔承認番号〕５都市基街都第269号、令和６年１月10日〕〔測量法に基づく国土地理院長承認（使用）Ｒ３JHs 624〕